

公 害 保 健

I 公害保健の経緯

昭和 40 年代前半、大気汚染、水質汚濁、悪臭等各種公害の複合的発生は、市民の健康と生活環境を著しく阻害し、社会問題として大きくクローズアップされ、公害に反対する住民運動は徐々に盛り上がりました。

これらの状況の中で公害が住民の健康にどのような影響を与えているかを、昭和 42 年 11 月から富士市医師会による上気道疾患調査、続いて昭和 43 年 10 月から千葉大学医学部と富士市医師会の共同による学童健康調査、昭和 44 年度から同大学小児科教室、更に昭和 45 年度から同大学病理学部門を加えた諸先生方による学童を対象とした大気汚染による人体影響調査を始め、ぜん息罹患児童の疫学調査、飼育犬に及ぼす病理学的研究等が行われた結果、人体に及ぼす健康被害が著しいものとして確認されました。

これにより昭和 46 年 2 月 1 日に「富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」を制定し、市全域を対象に小学校の課程を終了するまでの者のうち、気管支ぜん息及び慢性気管支炎の 2 疾病に罹っている者に対し医療費（自己負担分）の支給を行う救済を制度化しました。

昭和 47 年 2 月 1 日に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」の適用を受け、市域の一部（東名高速道路以南、赤淵川以西及び身延線早川を結ぶ線から東の地域）が指定地域となり、疾病は 4 疾病とその続発症が加わり、医療手当の支給もあって、救済事業は前進しました。

また、この期に併せて市条例を改め、法に準じた救済を行い患者の公正な保護を図ることとしました。

昭和 48 年 10 月 5 日に公布、翌昭和 49 年 9 月 1 日に施行された「公害健康被害補償法」は、臨時の救済措置から民事責任をふまえた損害賠償補償制度として発足したもので、療養の給付のほか障害補償費、遺族補償費等 7 種類の補償給付が設けられるなど、公害病患者及び家族にとっては大きな福祉の前進となり、次いで昭和 52 年 1 月 13 日に市域の一部地域が拡大指定地域となりました。

新法の施行に伴って、市条例は全面改定され「富士市公害健康被害補償条例」として新法と全く同じ 7 種類の補償給付が、市内ばい煙発生施設設置者の全面協力による拠出金を主たる財源として施行されましたが、昭和 56 年 4 月 1 日に市条例の改正が行われ、「ばい煙発生施設設置者の拠出金を財源の一部とする」と改められました。

その後、大気汚染の状況を踏まえ、「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が昭和 62 年 9 月 26 日に公布され、昭和 63 年 3 月 1 日から施行されました。改正により指定地域が解除され新規認定がなくなるとともに、既認定患者に対する補償給付、認定更新等は従来どおりの扱いと改められ、市条例も準じた改正となりました。

また、改正に伴って、昭和 63 年度から新たに健康被害の未然予防の観点から基金による健康被害予防事業が開始されました。

II 公害健康保健被害者認定状況

1 富士市全体の認定状況

表-1 年度別認定状況

(各年度3月31日現在)

年度	補償法				市条例						年度末認定患者数合計
	新規認定患者数	年度内死亡者数	年度内治ゆ等数	年度末認定患者数	新規認定患者数	年度内死亡者数	年度内治ゆ等数	年度内法移行数	年度内転出数	年度末認定患者数	
昭和45年度	-	-	-	-	81	0	0	0	0	81	81
昭和46年度	198	0	0	198	123	0	0	134	0	70	268
昭和47～50年度	486	24	28	632	201	11	33	10	7	210	842
昭和51～55年度	567	51	227	948	72	12	27	187	3	53	1,001
昭和56～60年度	218	73	210	883	34	10	13	2	0	62	945
昭和61～63年度	123	25	138	843	22	2	7	8	1	66	909
平成元～5年度	転入6	72	143	634	-	7	15	-	2	42	676
平成6～10年度	転入3	41	46	551	-	5	3	-	0	34	585
平成11～15年度	転入4	30	16	509	-	4	0	-	2	28	537
平成16～20年度	転入0	47	12	450	-	2	2	-	2	22	472
平成21～25年度	転入0	39	4	407	-	2	0	-	0	20	427
平成26～30年度	転入0	20	39	348	-	2	1	-	1	16	364
令和元年度	転入0	4	1	343	-	1	0	-	0	15	358
令和2年度	転入0	6	2	335	-	0	0	-	0	15	350
令和3年度	転入0	3	1	331	-	0	0	-	0	15	346
令和4年度	転入0	4	0	327	-	0	0	-	0	15	342
令和5年度	転入0	8	1	318	-	0	0	-	0	15	333
令和6年度	転入0	5	2	311	-	0	0	-	0	15	326

2 法律による認定状況

表－2 認定疾病分類(男女及び年齢)

(令和7年3月31日現在)

年 齢	慢性気管支炎			気管支 ぜん息			ぜん息性 気管支炎			肺 気 腫			総 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
35～39			0	1	2	3			0			0	1	2	3
40～44			0	24	12	36			0			0	24	12	36
45～49			0	34	26	60			0			0	34	26	60
50～54			0	44	32	76			0			0	44	32	76
55～59			0	24	19	43			0			0	24	19	43
60～64			0	13	7	20			0			0	13	7	20
65～	1	7	8	19	45	64			0		1	1	20	53	73
合 計	1	7	8	159	143	302	0	0	0	0	1	1	160	151	311

表－3 障害等級現況表 (令和7年3月31日現在)

	男	女	計	構成比 (%)
特 級			0	0.0
1 級			0	0.0
2 級	4	5	9	2.9
3 級	141	137	278	89.4
級 外	15	9	24	7.7
計	160	151	311	100.0
構成比 (%)	51.4	48.6	100.0	

3 市条例による認定状況

表－4 認定疾病分類(男女及び年齢)

(令和7年3月31日現在)

年 齢	慢性気管支炎			気管支 ぜん息			ぜん息性 気管支炎			肺 気 腫			総 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
35～39			0			0			0			0			0
40～44			0	3		3			0			0	3		3
45～49			0	5	3	8			0			0	5	3	8
50～54			0		1	1			0			0		1	1
55～59			0			0			0			0			0
60～64			0			0			0			0			0
65～	1		1		2	2			0			0	1	2	3
合 計	1	0	1	8	6	14	0	0	0	0	0	0	9	6	15

表－5 障害等級現況表

(令和7年3月31日現在)

	男	女	計	構成比 (%)
特 級			0	0.0
1 級			0	0.0
2 級			0	0.0
3 級	8	5	13	86.7
級外・その他	1	1	2	13.3
計	9	6	15	100.0
構成比 (%)	60.0	40.0	100.0	

Ⅲ 公害保健福祉事業

被認定者に対し、リハビリテーションに係る運動療法等を行い、基礎的体力の増進及び認定疾病に関する知識の確認、療養生活上の指導等を行うことにより、健康の回復・増進を図るものです。

1 リハビリテーション事業

呼吸機能訓練教室

腹式呼吸・軽体操等の実施、認定疾病に関する知識の確認、療養生活上の指導等を行うことにより、健康の回復・増進を図るものです。

期 間：令和6年5月～令和7年2月

会 場：富士市フィランセ

開催回数：年7回（うち1回は大雨により中止）

参加人員：延べ35人

内 容：呼吸機能訓練、音楽療法、薬・食生活についての講話、骨密度測定

2 家庭療養指導事業

・家庭訪問

被認定者の家庭を訪問し、病状を把握するとともに日常生活における療養指導を行うものです。

対 象：市内に居住する被認定者

訪問回数：1級・2級被認定者 延べ 6回

3級・級外被認定者 延べ 106回 計 延べ 112回

・健康相談(訪問による把握ができない場合)

相談回数：1級・2級被認定者 延べ 8回

3級・級外被認定者 延べ 213回 計 延べ 221回

3 インフルエンザ予防接種費用助成事業

インフルエンザに係る予防接種費用助成事業

被認定者にインフルエンザに係る予防接種の自己負担額を助成し、健康の保持を図るものです。

実施者数：65歳以上 34人

65歳未満 66人 計 100人

IV 健康被害予防事業（環境保健事業）

気管支ぜん息等の知識の普及、機能訓練等を行うことにより、地域住民の健康の回復・保持及び増進を図り、大気汚染の影響による健康被害を予防するものです。

1 機能訓練事業

・ぜん息児水泳教室

気管支ぜん息児（年長～小学6年生）を対象として、療養上有効な水泳訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図るものです。

期 間：令和6年5月～令和7年2月

会 場：静岡県富士水泳場

開催回数：年20回

参加人員：延べ465人

・ぜん息・COPD講演会

富士市在住の男女を対象として、講演会を行うことにより、気管支ぜん息及びCOPDについて自己管理の知識を身につけ、日常生活での実践を図るものです。

開 催 日：令和6年11月9日（年1回）

会 場：富士市フィランセ

講 師：富士いきいき病院リハビリテーション部

内 容：「COPDにおける呼吸リハビリテーション」

参加人員：39人

2 健康相談事業

ピークフローメーター貸与事業

気管支ぜん息患者の健康管理に役立てるため、健康相談を実施し、ピークフローメーターを貸与するものです。

対 象 者：主治医に本事業の紹介を受けた気管支ぜん息患者

貸与期間：2年間

実施者数：小児 4人

成人 0人